

# 議 事 録

## 第 16 期名護市農業委員会 第 36 回 総 会

令和 2 年 8 月 26 日 (水)

名護市農業委員会 第36回総会

開催日時 令和2年月8月26日(水) 午前10時00分～

開催場所 名護市役所会議室1.2

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	○	2番	長山 正敏	欠	3番	前川 好男	○
4番	宮城 政喜	○	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	欠	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	◎
10番	金城 達文	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	◎

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第231号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第232号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第233号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第234号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第235号 非農地証明願について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 9 番と 12 番の委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 3 6 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 231 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地内、面積 1,829 m<sup>2</sup>。規模拡大の為に使用貸借権。従事者 3 名、主従事日数 250 日。計画作物は花卉。

整理番号 2 番 農振農用地内、面積 129 m<sup>2</sup>。規模拡大の為に有償移転。従事者 2 名、主従事日数 250 日。計画作物は甘藷。

整理番号 3 番 農振農用地内、面積 5,186 m<sup>2</sup>。規模拡大のための賃貸借。従事者 4 名、主従事日数 300 日。計画作物はラッキョウ。

整理番号 4 番 農振農用地内、面積 11,223 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。新規就農の為に有償移転。従事者 1 名、主従事日数 200 日。計画作物はミカン。

事務局としては、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議長 質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 232 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 2,380.55 m<sup>2</sup>(3 筆合計)。コンビニ建設の為申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)で一団農地は 4ha となっています。なお、本件は貸店舗(コンビニ)となっておりますが、借り手との賃借契約が確認出来ておりません。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 135 m<sup>2</sup>。道路の為申請。始末書付き案件です。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)で一団農地は 0.1ha となっています。事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、問題なしと考えます。事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議長 整理番号 1 番につきましては、書類不備ということになりますか。

事務局 書類不備となります。

議長 当該案件について、整理番号 1 番を否決とし残りは可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

第 233 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 330 m<sup>2</sup>。一般個人住宅ための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地 0.2ha となっております。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 199 m<sup>2</sup>。貸事務所のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号 3 番 農振農用内、面積 5,440 m<sup>2</sup>。畜舎ための所有権移転。始末書付き案件。農地区分は、農振農用地となります。

整理番号 4 番 農振農用外、面積 500 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための使用貸借権。農地区分は、第 3 種農地(支所から 300m 以内)となっております。

整理番号 5 番 農振農用地外、面積 371 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)で一団農地は 3a となっております。

整理番号 6 番 農振農用外、面積 362 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)で一団農地は 0.9ha となっております。

整理番号 7 番 農振農用外、面積 276 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。住宅兼店舗のための

所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)、一団農地6haとなっております。

整理番号8番 農振農用外、面積182㎡。倉庫兼駐車場のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)で一団農地0.1haとなっております。

整理番号9番 農振農用外、面積159㎡。家庭菜園のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっております。

整理番号10番 農振農用外、面積873㎡(2筆合計)。庭・駐車場のための所有権移転。始末書付き案件。農地区分は、第2種農地(その他)一団農地5.7haとなっております。

整理番号11番 農振農用外、面積882㎡。住宅兼簡易宿所のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)で一団農地は0.2haとなっております。

整理番号12番 農振農用外、面積760㎡。建売住宅のための所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地隣接)で一団農地は0.2haとなっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 整理番号9番については、家庭菜園とあるが住宅敷地外にある場合でも家庭菜園としてみなされるのか。

事務局 住宅正面に位置する土地であり面積も小規模である。また、自家消費による耕作であり今後、出荷等の予定も無い。家庭菜園の明確な定義付けが無いことから否決にする事は難しいと思われる。

議長 他に質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第234号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和2年8月21日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人13名。譲受人10名。設定筆数18筆、面積97,668㎡。内 賃借権10筆、使用貸借権8筆、所有権移転0筆となっています。

整理番号1番 20年の使用貸借。作物は菊。稼働日数250日。

- 整理番号 2 番 20 年の使用貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 3 番 3 年の賃貸借。作物はサトウキビ。稼働日数 250 日。
- 整理番号 4 番 3 年の賃貸借。作物はマンゴー。稼働日数 250 日。
- 整理番号 5 番 10 年の使用貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 6 番 10 年の使用貸借。作物はティーツリー。稼働日数 250 日。
- 整理番号 7 番 3 年の賃貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 8 番 5 年の賃貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 9 番 5 年の賃貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 10 番 5 年の賃貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 11 番 5 年の賃借権。作物はオクラ・ショウガ。稼働日 250 日。
- 整理番号 12 番 10 年の使用貸借。作物は花卉。稼働日数 250 日。
- 整理番号 13 番 10 年の使用貸借。作物は花卉。稼働日数 250 日。
- 整理番号 14 番 10 年の使用貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 15 番 10 年の使用貸借。作物は菊。稼働日数 250 日。
- 整理番号 16 番 4 年 7 か月の解除条件付き賃貸借。作物は花卉。稼働日数 250 日。
- 整理番号 17 番 4 年 7 か月の解除条件付き賃貸借。作物は花卉。稼働日数 250 日。
- 整理番号 18 番 4 年 7 か月の解除条件付き賃貸借。作物は花卉。稼働日数 250 日。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議長 質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第 235 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 35 m<sup>2</sup>。住宅地に囲まれた小面積の土地である。農地としての有効活用は困難な土地である為、証明相当と判断しております。

整理番号 2 番 農振農用外、面積 418 m<sup>2</sup>。進入路もない袋地になっており、周辺環境も住宅地やマンション建設などにより耕作は困難ということですが、不許可証明相当と判断しております。

整理番号3番 農振農用外、面積 11 m<sup>2</sup>。道路工事によって分断された土地の残地であり、小面積の土地である。農地としての利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号4番 農振農用外、面積 81.96 m<sup>2</sup>(4筆合計)。細長い形状となっており、農地の利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号5番 農振外、面積 0.63 m<sup>2</sup>(2筆合計)。住宅地に囲まれた袋地であり小面積である。農地の利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号6番 農振外、面積 0.72 m<sup>2</sup>。住宅地に囲まれた袋地であり小面積である。農地の利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号7番 農振農用外、面積 31 m<sup>2</sup>。分筆を行った残地で、農地の利用は困難である為、証明相当と判断しております。

調査委員 整理番号2番については、復元可能な農地であると判断いたしました。その他については、利用不可と思われる。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか  
質疑が無いようなので、当該案件について整理番号2番を否決とし、残りは可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これもちまして、第36回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 晴 印

署名委員 大城正信 印